

水産省 水産部 水産課 第 2296 号

平成 24 年 2 月 27 日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

漁業法第 58 条第 1 項の規定に基づく中型さけ・ます流し網漁業（太平洋の海  
域）の公示について（諮問第 211 号）

太平洋の海域における中型さけ・ます流し網漁業につき、別紙の公示案により、許可又は起業の認可をする船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めるとともに、この公示に係る許可の有効期間を平成 24 年 5 月 1 日から平成 25 年 3 月 19 日までと定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条第 3 項及び第 60 条第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

(説明)

中型さけ・ます流し網漁業 (太平洋の海域) の公示について

1. 中型さけ・ます流し網漁業 (太平洋の海域) につき、平成24年5月1日以降の当該許可等に係る公示を行うこととしたい。

なお、平成23年度の本公示は、昨年3月11日に東北地方太平洋沖地震が発生したことを受け、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律 (平成8年法律第85号) 第3条第1項第1号に基づき特定非常災害の被害者の救済措置として、当該漁業の許可等の満了日が同年4月30日から同年8月31日に延長され、かつ、日ロ交渉の結果、平成23年度の当該漁業の操業期間が7月31日までとされたことから、平成23年度の公示を行っていない。

2. 許可又は起業の認可を行う隻数については、平成22年の公示隻数は50隻であったが、申請数は49隻であり、これらについて許可又は起業の認可を行ったところである。このため、平成24年の許可又は起業の認可の公示隻数は49隻としたい。

3. 操業区域及び操業期間については、昨年から特段の変更はしないこととしたい。

4. 当該漁業の許可の有効期間は、国際取決めとの関係及び漁業法第60条第2項の規定により、平成24年5月1日から平成25年3月19日までとしたい。

○農林水産省告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八條第一項の規定に基づき、中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十四年 月 日

農林水産大臣 鹿野 道彦

一 許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

操業区域	操業期間	船舶の総トン数別の区分	隻数
日本国政府とソヴェト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域	平成二十四年五月一日から同年七月三十一日まで	一 旧トノ数適用船舶で 二 旧トノ数適用船舶以	四九
		一 旧トノ数適用船舶で あつて三〇トン以上二〇〇トン未満のもの 二 旧トノ数適用船舶以	

二

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成二十四年 月 日から同年 月 日まで

備考

- 1 この告示に係る許可の有効期間は、平成二十四年五月一日から平成二十五年三月十九日までとする。
- 2 この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の制限又は条件を付けることができる。

一 操業区域中ロシア連邦の最大低潮時海岸線から沖合三十二海里以内の海域においては、操業しては

<p>外の船舶であつて三〇トシ以上三〇〇トシ未満のもの</p>	<p>備考 旧トシ数適用船舶とは、昭和五十七年七月十七日以前に建造され、又は建造に着手された船舶（同月十八日以降に船舶のトシ数の測定に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）附則第三条第一項の特定修繕が行われた船舶を除く。）をいう。</p>
---------------------------------	---

ならない。

一 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。以下「指定漁業省令」

という。）第十六条第一項に規定する許可番号の表示については、船体の両側面の許可番号の各文字及び数字につき、六十センチメートル四方以上の大きさで空中及び洋上から明瞭に識別できるように表示しなければならない。

三 操業区域中排他的経済水域及び大陸棚に関する法律（平成八年法律第七十四号）第一条第二項に規定する排他的経済水域においては、操業してはならない。

四 船長は、水産庁長官が別に定めるところにより、操業状況等を水産庁長官に報告しなければならない。

五 漁業者が押印し、又は署名した魚倉配置図（各魚倉の容積、長さ、幅及び高さを記入し、魚倉のみ  
の配置を示したもの）を船舶内に備え付けておかなければならない。

六 漁獲重量を測定するために必要なばかりを船舶内に備え付けておかなければならない。

七 流し網の両端部に浮標を付け、かつ、当該浮標に船名及び指定漁業省令第六十四条に規定する許可

番号を表示しなければならない。

八 航行する期間中は、VHF十六チャンネルを常に受信しなければならない。

九 操業し、又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

十 漁網を海中に投棄してはならない。

十一 漁業監督官から漁獲重量の検査を受けることを求められた場合には、これを拒んでならない。

十二 漁業監督官がその職務を行う上で必要があると認めてする指示に従わなければならない。

十三 公海上又はロシア二百海里水域内で、さけ・ます漁業に関する国際協定等の締約国の正当な権限

を有する公務員又はロシア連邦の正当な権限を有する公務員（以下「外国公務員等」という。）から

臨検の目的で乗船を求められた場合には、これを拒んでならない。

十四 外国公務員等から拿捕された場合において、陸揚港において漁業監督官又は海上保安官（以下「

漁業監督官等」という。）の下に出頭するよう指示を受けたときは、その指示に従わなければならない

い。

十五 前号の場合においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

イ 漁具に付された封印を除去しないこと。

ロ 陸揚港において漁業監督官等の下に出頭するまで、操業しないこと。

ハ 漁業監督官等の下に出頭したときは、速やかに、拿捕の際に作成された検査調書を当該漁業監督官等に提出すること。

十六 船長は、外国公務員等が安全に乗下船できるように、適当な方法を講じなければならない。

十七 ロシア連邦の発給する許可証（以下「ロシア連邦の許可証」という。）により操業の対象として

認められているさけ・ます類以外の水産動植物を採捕してはならない。これらの水産動植物を偶然に採捕した場合には、速やかにこれを海中に戻さなければならない。

十八 ロシア連邦により使用を認められていない漁具又は漁ろう装置を漁獲に容易に使用できないよう格納し、又は収納しなければならない。

十九 前二号に定めるもののほか、ロシア連邦の許可証に記載された漁獲割当量、漁具、操業期間等に係る操業条件及び外国漁船の操業に関する規則その他のロシア連邦の法令を遵守しなければならない。

(施行上の注意)

傍線部分は公示日とし、波線部分は公示日から起算して三週間を経過した日とする。

(公示の概要)

漁業種類	隻数	操業区域	操業期間	申請期間
中型さけ・ます流し網漁業	49隻 (50隻)	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の北西太平洋の沿岸に接続する二百海里水域	平成24年5月1日から同年7月31日まで	平成24年3月 日(公示日)から同年4月20日まで(公示日から起算して3週間を経過した日)

(注) 隻数の欄中の括弧内は、平成22年度の公示隻数。